

## 「OPEN FACTORY CITY YAO (コ・クリエーションスペース めか床)」 利用規約

「OPEN FACTORY CITY YAO (コ・クリエーションスペース めか床)」利用規約(以下「本規約」という。)は、八尾市(以下「本市」という。)が、賃借する別紙1(各施設概要)に定める建物(以下「本建物」という。)内にある施設の一部(以下「本施設」とい。)において運営する、利用者に作業スペースを提供するコワーキング(一時利用)やチャレンジショップサービス(以下「本サービス」といいます。)について、安全かつ快適にご利用いただくために遵守頂く事項を定めたものです。申請者は、第7条に定める利用手続きを完了し、本サービスの一時利用契約(以下「本契約」といいます。)が成立したことをもって、本規約に同意したものとみなされます。

### (運営目的)

#### 第1条

「OPEN FACTORY CITY YAO (コ・クリエーションスペース めか床)」は糠床に見立てた共創を創出する施設です。「発酵」のメカニズムは、地域の暮らし、働く人々や地域で活動する企業や組織、諸団体、行政などが、それぞれの得手を活かして、補い合い、良質な化学反応を促すものです。共創空間であるこの「OPEN FACTORY CITY YAO (コ・クリエーションスペース めか床)」は、イノベーティブなアクターをつくり、価値創造を実現していく八尾の未来をつくります。

### (サービス内容)

第2条 本サービス内容は、次の各号に定める通りとします。施設毎の詳細は、別紙1(各施設概要)に記載の通りとします。なお、本市は本サービス内容を予告なく変更することができます。

- (1) 一時的に執務・作業・商品販売を行うためのスペースの使用
- (2) 無線LAN (Wi-Fi) の使用

### (利用資格)

第3条 本施設をご利用いただけるのは、(1)から(3)を満たし、かつ、(4)から(6)のいずれかを満たし、本規約第7条記載の手続きを完了された方(以下「利用決定者」という。)です。

- (1) 本市からの取材依頼などに協力すること

- (2) 第5条に定める反社会的勢力でないこと
- (3) 第6条第2項に定める本市が承諾しない場合に該当しないこと
- (4) 八尾市内で事業を開始し、又は継続する具体的な予定がある方であって、現に事業を営んでいない方又は中小企業者で、起業後5年未満である方
- (5) 八尾市内で事業を開始し、又は継続する具体的な予定がある方であって、新たな事業分野への進出又は研究開発に取り組もうとする中小企業者
- (6) 八尾市内の事業者と新たなコラボレーションによる事業に取り組もうとする方

(利用目的)

第4条 利用決定者は、本施設を、一時的に業務等を行うための執務・作業スペースまた、チャレンジショップとして使用することができます。

(反社会的勢力の排除)

第5条 利用決定者は、主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と何らかの関係を有していないこと、利用決定者が反社会的勢力等に該当しないこと、反社会的勢力等に支配されていないことおよび反社会的勢力等と一切の関係を有していないことを表明・保証するものとします。

2 本市は、利用決定者が前項の表明・保証に違反した場合、本契約を解除することができます。

3 前項により本市が本契約を解除したことに起因して本市が損害を被った場合、本市は利用決定者に賠償を請求することができます。

4 第2項により本市が本契約を解除したことに起因して申請者が被った損害について、本市はなんら責任を負わないものとします。

(営業時間)

第6条 本施設の営業時間は別紙1（施設概要）に定める営業時間の通りとします。

2 前項の営業時間について、停電・警備上の理由その他の事由により、予告なく変更又は営業中止となることがあります。

3 第1項の営業日時について、安全上の理由その他の事由により、臨時に休館となることがあります。

(本施設の利用手続き)

第6条 利用決定者は、本規約内容をよくご理解いただいた上、八尾市電子申請システムにて申請を行い、八尾市の決定により利用を開始することが出来ます。なお、本市からの決定通知をもって、本契約が成立したものとします。

2 利用決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合、本市の判断によって、本施設のご利用を承諾しないこと、あるいは承諾を取り消すことがあります。

(1) 本施設の利用に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をし、またはするおそれがあると認められる場合

(2) 他の利用決定者に著しく迷惑を及ぼすおそれがある場合

(3) その他本市が不適切と判断した場合

(利用料金等)

第7条 本施設の利用料金（消費税及び地方消費税含む）及び利用料金の支払いについては、次の各号に定める通りです。

(1) 本サービス利用料は、利用可能場所に応じて別紙1（施設概要）に定める通りとします。

2 利用料金は、本市が発行する納付書による支払いとする。

3 利用料金の支払い後は、いかなる理由であっても返金いたしかねます。

(利用決定者の責務)

第8条 利用決定者は、本規約等に定める権利債務を第三者に譲渡又は承継してはなりません。

2 本市は、本規約等に定める施設利用のほか、利用決定者に対して、本施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利の付与、譲渡、実施許諾を行うものではございません。

3 利用決定者は、法令、本規約等に違反したことによって、またはこれに関して、他の本施設利用者、本市に対し損害を生ぜしめた場合（利用決定者の責による、本施設の破損、汚損その他一切の損害も含むが、これらに限られない。）は、直ちに本市へその旨を通知すると共に、その損害の一切を賠償する義務を負います。本市は、利用決定者に対して、損害賠償を請求でき、この場合、利用決定者はかかる損害を直ちに賠償しなければなりません。特に、火災発生の場合にあっても、その原因が利用決定者の故意または過失によると認められるときは、同様となります。

#### （注意事項）

第9条 本施設内にて清掃、必要な工事が発生する場合、利用決定者以外の本市が指定する第三者が本施設を利用することもあり、これにより本施設の一部の利用制限、音の発生が生じる場合がございます。

2 地震・火災などの災害時は、本施設の避難誘導等の指示に従ってください。

3 他の利用決定者や本市の迷惑となる行為を行った場合、退出をお願いすることがあります。

4 本施設内には、セキュリティ強化を目的とし、セキュリティカメラを設置しております。セキュリティカメラで撮影された映像（以下「撮影データ」という。）は一定期間本市にて保管され、施設運営状況の確認、本規約の違反、盗難火災等の有無、遺失物の確認および警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを利用します。

#### （禁止事項）

第10条 利用決定者は、本施設の利用において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

（1）本施設の住所・名称を用い、商業登記等の登記手続きを行うこと。

（2）本施設の住所・名称を用い、利用決定者の業務の本拠として名刺

を含むすべての印刷物またはホームページ等の電子媒体に掲載すること。

(3) 本施設の住所・名称を用い、郵便物等のあて先とすること。

(4) 本施設内および本施設の住所・名称を用い、商品の販売・物品の修理その他金員の授受を伴う取引を行うこと。

(5) 本施設内および本施設の住所・名称を用い、ねずみ講、マルチ商法、宗教等への勧誘を目的とした活動または政治活動をすること。

(6) 動物を持ち込むこと。ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等は除きます。

(7) 本施設内で喫煙・飲酒をすること。

(8) 事前に本市の承諾を得ることなく、施設内を撮影すること。

(9) 盗聴、データの盗難など不正な行為をすること

(10) 事前に本市の承諾を得ることなく、TV、インターネット放送、パソコン、スマートフォンその他の機器等により音を出すこと。

(11) 本施設の無線LAN (Wi-Fi) を利用した以下の行為

(イ) 特定または不特定多数に大量のメールを送受信する行為

(ロ) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線LAN (Wi-Fi) を通じて提供、送受信する行為

(ハ) 大容量のデータ送受信など、無線LAN (Wi-Fi) の通信を逼迫させ良好な通信を阻害するような行為

(通信環境等)

第11条 利用決定者自身が管理するPC・タブレットを本施設にお持ち込み頂けます。

2 本施設内では、無料でインターネットに接続可能な無線LANをご利用いただけます。

3 本市ではインターネットへの接続およびPC等に関するサポート等は行っておりません。利用決定者自身の責任でご利用ください。

(免責事項)

第12条 利用決定者同士のトラブルにつきましては、当事者間で解決するものとし、本市は一切責任を負いません。

2 本施設内にて発生した人的、物的損害（本市に帰責性がある場合を除く）に関して、本市は一切責任を負いません。

3 本施設の無線LAN (Wi-Fi) のご利用によって生じたあらゆる損害について、本市は一切の責めを負いません。本市が利用決定者に対し、原因の如何および帰責性の有無に関わらず、インターネット通信を提供できない場合、または利用決定者が通信を利用したことに何らかの責任が生じた場合でも、本市は利用決定者に対して何ら損害賠償の責任を負わないものとします。

4 本市は、提供するサービスの内容の開始、変更、又はサービスの中断、終了によって生じた如何なる損害についても、一切責任を負いません。

5 利用決定者の所持品は本施設内に放置せず、その管理は、利用決定者の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、本市は一切の責任を負いません。

6 本市は、本規約又はその他の利用規約等に違反する行為、又はそのおそれのある行為が行われたと信じるに足りる相当な理由があると判断した場合には、当該行為を行った利用者の強制退去、当該行為以降の当施設の停止等を行う場合がありますが、それによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

7 利用決定者に発生した損害が本市の債務不履行又は不法行為に基づくときは、本市は、当該利用決定者が直接且つ現実に被った通常損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、本市に故意又は重大な過失がある場合に限りません。

8 本市は、次のいずれかに該当する場合、利用決定者の被った一切の損害についてはその責を負いません。

(1) 震災、風水害、火災、盗難及び諸設備の故障、偶発事故、その他本市の責に帰すことのできない事由。

(2) 本市が行う本建物及び本施設の維持、保全、修理、変更等の実施にともなう止むを得ない使用停止等。

(3) 本施設内の他の利用決定者の責に帰すべき事由。

(4) 前項の定めに関わらず、本市に故意又は重大な過失がある場合はこの限りでない。

(本規約の有効性)

第13条 本規約等の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約等のその余の規定は有効とします。

(問い合わせ先)

第14条 本規約等に違反する行為を発見した場合や、その他問い合わせは、別紙1（施設概要）記載の連絡先へお知らせください。

(本規約の変更)

第15条 本規約内の各事項に関する内容は、いつでも利用決定者の了承を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

(準拠法)

第16条 本規約等は日本国の法律に準拠するものとします。本規約等は日本語をもって正文とし、日本語以外の言語に翻訳された場合においても、日本語の正文のみが効力を有するものとします。

(協議)

第17条 本規約等に関して、利用決定者と本市の間で疑義が生じた事項または本規約等に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議し、解決します。

(管轄裁判所)

第18条 本規約等に関して、利用決定者と本市との間で生じた紛争は、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。